

山梨県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月

山梨県

目 次

第1	県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	
	(1) 県面積目標	
	(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	
2	農業上の土地利用の基本的方向	
	(1) 中北農業地帯	
	(2) 峡東農業地帯	
	(3) 峡南農業地帯	
	(4) 富士・東部農業地帯	
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	5
第3	農業生産の基盤の整備に関する事項	8
1	農業生産基盤の整備の方向	
2	農業地帯別の構想	
	(1) 中北農業地帯	
	(2) 峡東農業地帯	
	(3) 峡南農業地帯	
	(4) 富士・東部農業地帯	
3	広域整備の構想	
	(1) 農業水利施設	
	(2) 畑地の再編整備	
	(3) 基幹農道の整備	
第4	農用地等の保全に関する事項	10
1	農用地等の保全の方向	
	(1) 中北農業地帯	
	(2) 峡東農業地帯	
	(3) 峡南農業地帯	
	(4) 富士・東部農業地帯	
2	農用地等の保全のための事業	
3	農用地等の保全のための活動	

第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	13
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	
2	農業地帯別の構想	
	(1) 主要な営農類型	
	(2) 農地の利用集積の推進	
	(3) 農地の効率的な利用の促進	
	(4) 農業生産組織の活動の促進	
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	16
1	県全体の農業近代化施設の整備の基本的方向	
	(1) 重点作物別の構想	
2	広域整備の構想	
	(1) 農業機械化センター	
	(2) 共同集出荷施設	
	(3) 共同処理加工施設	
	(4) 総合食肉流通施設	
第7	農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備に関する事項	19
1	農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備の方向	
2	農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備	
3	農業を担うべき者の確保及び育成のための活動	
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	21
1	農業就業者の安定的な就業の促進の目標	
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	22
1	生活環境施設の整備の必要性	
2	生活環境施設の整備の構想	
参考資料	経営モデル	23

第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

本県は、可住地面積が県土の約2割にとどまり、農地は甲府盆地の平坦部と周辺の丘陵部分及び富士川、桂川沿いなどに点在している。

農業を取り巻く状況が大きく変化する中で、担い手の高齢化や減少などが進行し、農地面積についても年々減少傾向にある。

平成26年12月から令和5年12月までの農地のかい廃面積は、約2,800haであり、ここ数年は荒廃農地の増加を除く農地のかい廃面積は横這い状態が続いている。

令和5年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査結果による本県の農用地区域内農地面積は23,356ha、このうち農用地区域内の荒廃農地面積1,247haを差し引いた22,109haが農地として利用されている。

本県では、東京圏に近い立地条件、急峻な山々に囲まれ寒暖の差が大きい気候条件を生かして、果樹を中心に、水稻、野菜、花き生産等、特色ある農業が展開されている。

特に、果樹は農業生産額の6割以上を占め、生産量が日本一のぶどう、もも、すももの他、おうとう、かきなど多くの種類が栽培されている。

地域別にみると、甲府盆地の東部、西部では果樹栽培、中央部から南部にかけては、なす、スイートコーン等の露地野菜やトマト、きゅうり等の施設野菜の栽培、北西部では水田農業が中心に営まれている。八ヶ岳南麓地域や富士北麓地域では、高原野菜の栽培や畜産、峡南地域では茶の栽培が、さらに県内各地で、洋ラン、シクラメン、ふじさんアジサイ等の花き類の栽培が行われている。

このような状況の中、食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に向けた取り組みとして、農業振興地域制度の適切な運用と併せ、農業生産基盤の整備及び保全、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、生産条件が不利な地域等への営農継続に対する支援、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等により農地の保全と荒廃農地の発生防止と解消を進める。

また、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性や環境との調和に配慮しつつ、農業用排水施設の機能の維持・増進など、農業生産の基盤整備に必要な施策の導入を進めるとともに、多面的機能の保全や中山間地域の農地等を維持・管理するための共同活動等を支援する。

さらに、農地確保の手法の一つとして、市民農園の開設や学校教育と連携した農業体験の実施、農泊の推進など、都市と農村の交流の場としての活用を推進する。

(1) 県面積目標

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和17年の確保すべき農用地（農用区域内農地）の面積については、現状（令和5年22,109ha）よりも924ha減の21,185haを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア 農地の保全・有効利用

地域の特性を生かした栽培品目、品種構成や省力化技術等の導入、さらに販路開拓等により農家所得の安定・向上を図るとともに、地域計画に基づく農業の担い手に対する農地の集積・集約化を促進し、荒廃農地の発生防止と解消に努める。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等の地域コミュニティによる活動や将来の地域農業や農地のあり方を明確にする「地域計画」の実現に向けた支援、生産条件が不利な地域における営農の継続に対する支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置等を推進し、農地の保全・有効利用を図る。

また、農地の保全対策については、水源のかん養、良好な景観の形成等、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能等の維持・増進を十分に考慮して行うこととする。

イ 農業生産基盤の整備及び保全

本県農業の特性を十分に発揮できるよう、生産性、作業効率の高い農業の展開に向け、農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入及び管理作業の省力化等に資する農業生産基盤の整備を進め、また、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、農業水利施設の計画的な保全管理を図り、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

ウ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

農用地の面積や現況を適切に把握するため、基礎調査の際には、デジタル化を積極的に推進し、情報共有の円滑化、情報の正確性の向上を図る。

エ 非農業的土地需要への対応

本県の土地利用の状況は、都市中心部においては中心商店街の衰退などにより空洞化が進む一方で、都市周辺部での宅地化等が進行している。

こうした非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用区域からの農地の除外については、農用区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとする。また、リニア中央新幹線整備に伴う新駅周辺の整備及び住宅等の移転用地についても、優良農地の確保及び保全の観点から、市町村の振興に関する計画や都市計画等其他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努める。

同様に公用施設又は公共用施設の整備についても、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下、「法」という。）第1条の2第3項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。また、地域の土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等から必要がある場合は法第13条の2に基づく交換分合制度を活用し、農用地の農業上の利用の確保を推進する。

2 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、中央自動車道や令和3年8月に静岡・山梨間が全線開通した中部横断自動車道、現在整備が進められているリニア中央新幹線などの交通網を活用した三大都市圏等に対する生鮮農産物の生産基地として、また企業の地方分散の受け皿及び都市農村交流拠点として、その役割が大きく期待されている。

また、観光開発や産業導入との調和を保ちながら、地域社会や経済を支える基幹的な産業として農業の振興を図るとともに、農業従事者の安定的な就業の促進及び良好な生活環境の整備を進め、豊かな活力ある農村を築いていく必要がある。

このため、自然条件や立地条件など本県のもつ特性を生かしながら、食料の確保と需要の動向に即した農業の近代化を推進し、そのために必要な優良農用地の確保、各種の土地需要との調整を行い、果樹、野菜、水稻、花き及び畜産等、地域の特性を生かした各種農業振興施策を推進する。

特に、農業の基盤となる農用地は、非農業的土地需要が生じた場合、農用地を確保するという観点から適正な調整を行うとともに、農業生産基盤の整備等による農用地の保全、管理を行い、地域の特性を生かした農業上の土地利用を推進する。

(1) 中北農業地帯

この地域は、本県のほぼ中央部から北西部に位置し、八ヶ岳・茅ヶ岳山麓からなる高原地帯や甲府盆地を中心とする比較的平坦な地域など多様な地形が広がり、周辺部には自然景観に恵まれた国立公園や国定公園を有している。

北部は、水稻を中心に野菜、果樹、畜産等の複合経営が展開される県下最大の耕地面積を有する農業地帯であり、有機農業への取り組みも盛んである。甲府盆地の西部から中央部にかけては、もも、ぶどう、すもも、おうとうを主体とした落葉果樹、きゅうり、トマトの施設野菜、なす、スイートコーンの露地野菜の産地である。

今後は、より一層の産地の強化を目指し、特色ある水田農業の推進や、果樹産地を中心としたブランド力の強化、スマート農業技術の導入や標高の高い地域での冷涼な気候等を生かした野菜や畜産、花きの生産振興等に取り組む。

なお、この地域に含まれる甲府市及び周辺の3市町において、都市計画法（昭和43年法律第100号）による区域区分が設定され、計画的な市街化が図られている。

(2) 峡東農業地帯

この地域は、甲府盆地の東部に位置し、北東部は秩父多摩甲斐国立公園に続く急峻な地域と御坂山系の扇状地を中心とする南西部の緩傾斜地域を擁し、京浜の大消費地に直結した、果樹、野菜などを生産する農村地域である。

地域の北東部は、ぶどう、ももを中心とする果樹生産、地域南西部はももを中心とするもも、ぶどうの果樹に加え、なす、スイートコーンなどの野菜生産が行われている。

また、この地域では、ぶどう狩りなどの観光農業が活発に行われるとともに、国内外で人気が高まっている日本ワインを製造するワイナリーが集中しており、醸造用ぶどうの栽培も行われている。

今後は、世界に誇れる果樹産地として維持・発展させていくため、先進技術を導入し、生産の効率化や高品質安定生産を推進するとともに、ブランド価値を高める商品づくりや輸出の拡大、低コスト化に向けた果樹園の基盤整備や集出荷体制の再編整備、担い手への農地集積等を進め、農家所得の増大を図る。

(3) 峡南農業地帯

この地域は、甲府盆地の南部から静岡県境に及ぶ一帯で、東部に御坂山系、西部に赤石山系前衛の急峻な山岳地帯が連なり、河川沿いの水田地帯では、水稻及びスイートコーン、なす、野沢菜などの野菜生産が行われており、富士川沿岸の平坦部及び山間の急傾斜畑作地帯ではぶどう、もも、ゆず等の果樹に加え、茶、大塚にんじん、あけぼの大豆などの地域特産品の生産が行われているが、農家一戸当たりの経営規模は小さい。

今後は、地域の気候風土に適した、茶、大塚にんじん、あけぼの大豆などの特色ある農産物の生産振興をはじめ、直売所等の利活用、地産地消の取り組み、地域資源を生かした都市農村交流等を促進する中で、魅力ある農村づくりに取り組む。

(4) 富士・東部農業地帯

この地域の南部は、富士箱根伊豆国立公園に属した国際的な観光地である富士北麓地帯を擁している。近年は、富士山の世界文化遺産登録の影響により、観光客の増加や不動産需要の高まりなど、経済的、社会的変化が進行している地域である。また、様々な鉢花類の施設栽培や、富士西麓での広大な牧草地を活用した酪農・肉用牛経営が盛んな地域である。

北部地域は、秩父多摩甲斐国立公園を有し一帯が山村地域であり、自家消費用の水稻や野菜の栽培を中心とした零細経営の農家が多くを占めるが、直売所を販売拠点として、小規模ながら多品目の野菜が生産されている。

今後も地域の立地条件を生かした農畜産物の生産振興を図るとともに、地域資源を活用した観光農業と農山村の活性化を推進する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
中北 農業地帯	甲府地域 (甲府市)	甲府市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域、秩父多摩甲斐国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 13,061ha (農用地面積 1,194ha)
	甲斐地域 (甲斐市)	甲斐市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域、秩父多摩甲斐国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 5,250ha (農用地面積 957ha)
	中央地域 (中央市)	中央市のうち都市計画法の市街化区域を除いた地域	総面積 2,495ha (農用地面積 965ha)
	昭和地域 (昭和町)	昭和町のうち都市計画法の市街化区域を除いた地域	総面積 358ha (農用地面積 135ha)
	南アルプス地域 (南アルプス市)	南アルプス市のうち都市計画法の用途地域、南アルプス国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 10,354ha (農用地面積 3,156ha)
	韮崎地域 (韮崎市)	韮崎市のうち都市計画法の用途地域、南アルプス国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 9,069ha (農用地面積 2,043ha)
	北杜地域 (北杜市)	北杜市のうち秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 40,779ha (農用地面積 7,429ha)
地帯計	中北地域		総面積 81,366ha (農用地面積 15,879ha)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
峡東 農業地帯	甲州地域 (甲州市)	甲州市のうち都市計画法の用途地域、秩父多摩甲斐国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 17,072ha (農用地面積 2,039ha)
	山梨地域 (山梨市)	山梨市のうち都市計画法の用途地域、秩父多摩甲斐国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 18,681ha (農用地面積 2,389ha)
	笛吹地域 (笛吹市)	笛吹市のうち都市計画法の用途地域を除いた地域	総面積 19,957ha (農用地面積 3,512ha)
地 帯 計	峡東地域		総面積 55,710ha (農用地面積 7,940ha)
峡南 農業地帯	市川三郷地域 (市川三郷町)	市川三郷町のうち都市計画法の用途地域を除いた地域	総面積 7,282ha (農用地面積 605ha)
	富士川地域 (富士川町)	富士川町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 6,995ha (農用地面積 530ha)
	早川地域 (早川町)	早川町のうち南アルプス国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 13,759ha (農用地面積 94ha)
	身延地域 (身延町)	身延町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 24,912ha (農用地面積 523ha)
	南部地域 (南部町)	南部町のうち規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 15,315ha (農用地面積 480ha)
地 帯 計	峡南地域		総面積 68,263ha (農用地面積 2,232ha)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
富士・東部 農業地帯	富士吉田地域 (富士吉田市)	富士吉田市のうち都市計画法の用途地域、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 3,803ha (農用地面積 182ha)
	都留・西桂地域 (都留市、西桂町)	都留市のうち都市計画法の用途地域、都留市及び西桂町のうち規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 14,730ha (農用地面積 529ha)
	忍野・山中湖地域 (忍野村、山中湖村)	山中湖村のうち富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域及び忍野村全域	総面積 7,216ha (農用地面積 466ha)
	富士河口湖・鳴沢地域 (富士河口湖町、鳴沢村)	富士河口湖町の都市計画法の用途地域、富士河口湖町及び鳴沢村のうち富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 13,888ha (農用地面積 1,182ha)
	大月地域 (大月市)	大月市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 21,438ha (農用地面積 1,035ha)
	上野原・道志地域 (上野原市、道志村)	上野原市のうち都市計画法の用途地域、上野原市及び道志村のうち規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 21,570ha (農用地面積 843ha)
	小菅・丹波山地域 (小菅村、丹波山村)	丹波山村のうち秩父多摩甲斐国立公園の特別保護地区及び小菅村、丹波山村のうち規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域を除いた地域	総面積 6,488ha (農用地面積 98ha)
地帯計	富士・東部地域		総面積 89,133ha (農用地面積 4,334ha)
県計			総面積 294,472ha (農用地面積 30,384ha)

注) 指定予定地域の規模は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査に基づく令和5年12月31日現在の数値(ラウンドの関係により合計数値が合わない場合がある。)

添付図面：指定予定地域の範囲を示した図面(範囲の境界は赤色で  として示す。)

第3 農業生産の基盤の整備に関する事項

1 農業生産基盤の整備の方向

本県における農業生産基盤の整備は、農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、農産物の高品質化や生産性の向上、農業経営の規模拡大や安定化を図るため行うものとし、原則として農用地区域を対象に実施する。

具体的には、農地中間管理機構と連携を図りながら担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業の導入等に向けたほ場整備や農道、農業用水利施設等の農業生産基盤の整備により、本県農業の成長産業化を進める。特に本県の特徴である落葉果樹を中心とする果樹産地の農地の集積や品目別の団地化、そのための地域の合意形成活動を推進する。

また、農道やため池などの農業用施設の機能維持を図るため、点検や補修、改修等による長寿命化や耐震化の取り組みを進め、農村地域の防災・減災対策を推進する。

なお、農業生産基盤の整備にあたっては、観光農業の振興にも寄与するとともに、農村生活環境の整備や自然環境との調和に配慮するものとする。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の構想は次のとおりとする。

2 農業地帯別の構想

(1) 中北農業地帯

作業効率の向上と生産の安定化を目指し、畑地帯総合整備事業や中山間地域総合整備事業などにより、ほ場整備や農道、用排水路など地域ニーズにあったきめ細かな基盤整備を推進する。また、畑地かんがい等の農業用水利施設の機能保全や長寿命化を図り、安定した農業用水の確保を推進するとともに、ため池の耐震対策を図り、農村地域への被害を未然に防止する防災・減災対策を推進する。

市町や農業委員会、農地中間管理機構等と連携し、荒廃農地を解消しながら、農産物の生産形態に合わせたほ場整備等を行い、経営規模の拡大に意欲的な担い手への農地集積や企業の農業参入を推進する。

(2) 峡東農業地帯

果樹等の収益性を上げるため、畑地帯総合整備事業等により地域の実情に応じてスマート農業の実装等に向けたほ場整備や農地の集積・集約化を推進するとともに、地域ぐるみによる農地の保全管理を行い、多様な担い手への集積を進める。

また、醸造用ぶどうとして世界的に認知度を高めている甲州の主力産地として、農地中間管理機構と連携した農地確保や基盤整備を推進し、参入を希望する企業等による生産の維持・拡大を推進する。

(3) 峡南農業地帯

多様な担い手による地域特産物の生産拡大を目指し、農地中間管理機構と連携した荒廃農地の解消や農地集積、基盤整備を推進する。

また、農道や橋梁、ため池、用排水路、排水機場などに対する耐震化や豪雨対策、地すべり指定地域における防止対策等により、農村地域への被害を未然に防止する防災・減災対策を推進する。

(4) 富士・東部農業地帯

農地中間管理事業等による担い手への農地集積を図るため、中山間地域総合整備事業等により、ほ場、用排水路、農道等の基盤整備を推進するとともに、併せて農村の生活基盤の整備による定住促進を図る。

また、集中豪雨や地震等による災害を未然に防止するため、農業用水利施設の整備や農地の保全、農道やため池等の耐震化を推進するとともに、農業用施設の機能維持を図るため、点検、補修、改修等の長寿命化を推進する。

3 広域整備の構想

地域の実情、社会的、経済的条件等から広域的に事業を推進することがより効果的なものについては、市町村農業振興地域整備計画及びその他の広域整備計画と有機的な関連を保ちつつ基盤整備を推進する。

(1) 農業水利施設

農業用水の安定的な供給を確保するため、国営及び県営事業により造成された畑地かんがい施設等の基幹的農業用水利施設について、施設の老朽化対策に加え、地域の営農実態に応じた機能向上対策を計画的かつ効率的に推進する。

(2) 畑地の再編整備

果樹等の県産農産物の競争力強化や多様な担い手への農地集積を加速化させるため、樹園地を含む畑地の基盤整備を推進する。

(3) 基幹農道の整備

農業生産性の向上及び農産物の流通の合理化や農村地域の活性化を図るため、基幹農道の整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

本県は、県土の約8割を森林が占め、残り約2割の可住地に農業的な土地利用と都市的な土地利用が混在しており、県内27市町村のうち22市町村が中山間地域を有している。

また、本県は首都圏に位置しながらも、3,000m級の山々からなる南アルプス等の豊かな自然と美しい景観に恵まれ、都市住民の憩いとやすらぎの場となっているとともに、果樹園等が織りなす四季折々の美しい農村景観は、貴重な観光資源であるほか、中山間地域の農業は水源かん養等の機能を有し、県民生活にとって重要な役割を果たしている。

このように、農業・農村は食料の供給機能だけでなく、県土の保全や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的機能を有しているが、過疎化、高齢化の進行に伴う農業の担い手不足、鳥獣害の増大などにより荒廃農地が増加しており、これら多面的機能の発揮に必要な生産活動や集落機能の低下が懸念されている。

こうした状況に対し、農用地の有効活用と担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の解消を加速するため、各市町村の地域計画の実現に向けた支援をするとともに、農業委員会の農地集積活動や農地中間管理機構が行う事業を支援する。

また、農地の区画整理や農業用水利施設等の基盤整備を推進するとともに、農業生産の基盤となる農地、農業用水路の保全と質的向上や中山間地域の多面的機能を確保するため、農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動や、集落協定に基づき継続的に行う農業生産活動、集落の周辺環境の整備による鳥獣害対策等の取り組みを推進する。

(1) 中北農業地帯

この地域は県都甲府市を擁し、県内では最も市街化が進んでいる地域であり、特に甲府市の中心部周辺については市街地が広がっている。

しかし、それ以外の甲府盆地の中央部から南部にかけては、施設野菜、露地野菜産地を、釜無川右岸では果樹産地を形成しており、峡北地域は、水稻を中心に野菜、果樹、畜産の複合経営が行われている。

今後も荒廃農地の発生防止と解消、鳥獣害防止対策等に取り組み、農業生産基盤の整備が導入されている集団的な優良農地を中心に農地の保全・確保に努める。

(2) 峡東農業地帯

この地域は、ぶどう、もも、すももを中心とする一大果樹産地として集約的な農業が展開されている。

一方で温泉や史跡などの観光資源も多く、これらと連携を図りながら観光農業も盛んに行われている。

この地域の特色ある果樹農業システムは、世界農業遺産に認定されており、保全と活用に向けた取組を推進していくとともに、今後も果樹産地を支える生産基盤の維持・発展に向け、荒廃農地の発生防止と解消に向けた取組を進め、鳥獣害防止対策の充実強化等を図ることで農地の保全・確保に努める。

(3) 峡南農業地帯

この地域は、北部地域や富士川及びその支流沿いを中心に水田、畑が山間地域まで続いている。また、多くが過疎地域に指定されており、高齢化の進行や若年労働者の地域外への流出が進んでいるが、中部横断自動車道の山梨・静岡間が全線開通した中で、特色ある農産物や食文化の継承等の活用により都市農村交流を促進し、地域の活性化を目指している地域である。

今後も、農地の保全・確保は多面的機能の発揮の点からも重要な位置づけになっているため、農業生産基盤の整備等の推進を図るとともに、荒廃農地対策や鳥獣害防止対策を推進しながら、農地の保全・確保に努める。

(4) 富士・東部農業地帯

この地域は、東京都、神奈川県及び静岡県と隣接しており、地域外（県外）への若年労働者の流出があるものの、近年、富士山を中心とした国際的観光地として観光客が増加している。南部は夏期の冷涼な気候を生かした高原野菜や花き及び酪農・肉用牛生産が盛んであり、北部は水稲、野菜生産が行われている地域である。

今後も、富士北麓の優良農地や富士西麓の採草地、桂川、道志川沿いなどの水田を中心に、荒廃農地の発生や鳥獣害の防止対策を推進しながら農地の保全・確保に努める。

2 農用地等の保全のための事業

農用地及び農業用施設等の災害を防止するため、農業用ため池、頭首工、用排水機場、水路等の農業用水利施設の改修並びにこれらの付帯施設の安全を確保するために必要な管理施設等の整備を推進する。併せて、風水害等によって土砂崩落の危険が高い箇所において農用地等の災害を防止するため、土留擁壁や水路等の整備を行う。なお、既存の土地改良施設については、適正な整備、補修に取り組み、施設の機能維持に努める。

また、荒廃農地の発生防止と解消については、農業農村整備事業の実施により、かんがい施設をはじめ、区画整理、客土等の事業により生産性の向上を図るとともに、農地中間管理機構等と連携して円滑な農地の権利移動を支援し、企業を含めた多様な担い手に農地を集積する。

さらに、鳥獣害防止対策については、地域の被害状況等を踏まえ、電気柵や防護柵等の計画的な整備と併せ、既存施設の維持管理や改良を推進する。

3 農用地等の保全のための活動

農用地等を適切に保全、管理するため、農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援するとともに、中山間地域の多面的機能を確保するため、集落協定に基づき継続的に行う農業生産活動等の取り組みを推進する。また、中山間地域等において、農地や土地改良施設が有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進する人材の育成や施設の保全・整備等の促進に対する取り組みを支援する。

さらに、農業・農村を社会貢献や社員教育等の場として活用しようとする企業向けのセミナーの開催や、地域における受け入れ組織づくりを支援する。

担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の解消を促進させるため、県、市町村、農業委員会、JA等の関係機関が連携し、農地中間管理機構による事業（農地の借受け・貸付け、当該農地の管理、当該農地の利用条件の改善）を推進する。

持続可能な食料システムの構築に向けた国の政策方針である「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、化学肥料・化学合成農薬を低減した栽培や有機農業、果樹園で発生する剪定枝を炭にして土壌中に炭素を貯留することなどにより大気中の二酸化炭素を低減する「4パーミル・イニシアチブ」の推進に取り組む。

鳥獣害防止対策については、被害状況や集落周辺の環境整備状況の把握と適正な個体数管理を進めるとともに、地域が一体となって行う農地の周辺環境の整備などを併せて実施することにより、被害防止施設の効果的な導入及び防止対策の取組を推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県農業は、果樹を中心として、野菜、花き、畜産等の土地生産性の高い集約的な農業が営まれており、農業経営の規模拡大には繋がりにくい状況にある。

今後は、規模拡大を視野に入れた省力化技術の開発、IoT、ロボット、AI、ドローン等によるスマート農業やデータ農業に活用できる新たな技術の生産現場への積極的な導入などとともに、成長産業化に向けた農業生産基盤の整備や災害に強い基盤整備などの施策を推進し、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、円滑な農地の権利移動を支援し、経営規模の拡大に努める。

また、農業・農村の活性化を図るため、加工・販売施設や都市農村交流施設の活用及び市民農園・体験農園の整備等を推進し、農地の総合的な利用を促す。

2 農業地帯別の構想

(1) 主要な経営モデル

中北農業地帯は、果樹、野菜、花き、畜産の専業と水稻に野菜等を組み合わせた営農類型が主な営農類型と考えられる。

峡東農業地帯は、果樹や花きの専業、果樹・野菜を組み合わせた営農類型が主な営農類型と考えられる。

峡南農業地帯は、野菜やその他特産作物を中心とした営農類型が主な営農類型と考えられる。

富士・東部農業地帯は、高冷地の気候を生かした野菜、花き、畜産の専業の営農類型が主な営農類型と考えられる。

主要な経営モデル（営農類型）を具体的に示すと次のとおりである。

大区分	中区分	小区分	番号	経営規模	備考
果樹	ぶどう専作	露地	1	115a	
		施設+露地	2	70a	
	もも専作	露地	3	155a	
果樹	もも+ぶどう	露地	4	140a	
複合	もも+すもも	露地	5	150a	

大区分	中区分	小区分	番号	経営規模	備考
野菜＋ 水稲	スイートコーン＋なす＋ 野沢菜＋水稲	露地	6	433a	
野菜	きゅうり(半促成)＋きゅ うり(抑制)	施設	7	180a	
	いちご	施設	8	50a	
	トマト(半促成)＋トマト (抑制)	施設	9	100a	
水稲＋ 野菜	水稲＋なす＋スイートコ ーン＋カリフラワー	露地	10	352a	
花き	シンビジウム	施設	11	90a	
	シクラメン＋その他鉢花	施設	12	115a	
畜産	乳牛	自給飼料型スタンション	13	70頭	経産牛
	肉牛	黒毛和種・肥育	14	130頭	常時飼養
	養豚	一貫	15	200頭	種雌豚
	採卵鶏	平飼い	16	6,000羽	
	肉用鶏	甲州地どり	17	5,000羽	

※1 「やまなし農業基本計画」(令和6年1月山梨県策定)から抜粋

※2 各経営モデルの詳細については参考資料(P.22～)を参照

(2) 農地の利用集積の推進

労働集約型農業地域(中北農業地帯の一部、峡東農業地帯)については、栽培品目や品種の組合せにより労働力分散を図るとともに、労働条件の改善や農地中間管理機構等を活用し農地の利用集積を推進する。

土地利用型農業地域(中北農業地帯の一部、峡南農業地帯の一部、富士・東部農業地帯の一部)については、ほ場整備の推進、農地中間管理機構などとの連携強化を図りながら、認定農業者等への農地の利用集積を推進する。

付加価値型農業地域(中北農業地帯の一部、峡東農業地帯の一部、峡南農業地帯、富士・東部農業地帯の一部)については、都市農村交流を視野に入れながら、景観形成作物、省力作物及び特産作物の導入と、地域ぐるみでこれらの付加価値の向上を図り、農地の有効活用を推進する。

(3) 農地の効率的な利用の促進

荒廃農地を解消し、企業を含めた担い手に農地を集積するため、農地中間管理機構等と連携し、円滑な農地の権利設定を支援するとともに、ほ場や農業用水利施設、農道等の農業生産基盤の整備を推進する。

農業生産条件の不利な荒廃農地については、住民の余暇の増大や多様化に対応した市民農園などの開設とその利活用を促進する。

また、荒廃農地化を未然に防止するため、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、JAなど関係機関での農地等に関する情報共有の強化や農業委員・農地利用最適化推進委員等が行う農地の貸し手と借り手のマッチングを推進する。

(4) 農業生産組織の活動の促進

本県農業の中核を担う認定農業者を一層確保するため、関係機関と連携し、新たな認定及び再認定に意欲的な農業者への経営改善計画の策定や、計画の実現に向けた取り組みに必要な資金活用等を支援する。

また、農業経営の体質強化を図るための法人化や本県農業の中核となる担い手を育成するため、経営の専門家の派遣等を通じて、経営改善や経営規模の拡大等、経営発展に向けた取組を支援する。さらに、まとまった農地の有効活用が期待できる企業の農業参入を促進させるため、企業参入フェア等を通じた企業への積極的な働きかけや参入に必要な基盤整備等を推進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 県全体の農業近代化施設の整備の基本的方向

本県農業を高品質な農産物の産地として維持・発展させるためには、今後も需要が見込まれる果樹、野菜、水稻等の生産性の向上と経営規模の拡大を図る必要がある。

このため、農用地の計画的利用及び土地基盤の整備と相まって、成長産業化の実現に向けた農業生産体系の確立を目指し、農業生産施設や、農畜産物の生産流通体制の整備を推進するとともに、農業・農村情報の受発信を積極的に行い、本県農畜産物や観光農業のPRを通じて、農業、農村の活性化を図る。

(1) 重点作物別の構想

上記の基本的な方向に基づき、作物ごとの整備の構想は次のとおりである。

ア 果樹

本県は恵まれた立地条件と盆地特有の気象条件を生かして、ぶどう、もも、すももをはじめとする落葉果樹を中心に果樹の一大産地を形成しており、落葉果樹の生産額は本県農業生産額の過半を占めている。

今後も、本県の果樹産地の競争力を強化し、果樹農家の所得向上を図っていくため、本県オリジナル品種の普及・早期産地化、共同選果施設の再編整備や品質管理を徹底した流通体制の構築支援、ぶどうの雨よけ施設等の導入による一層の高品質化を推進する。

イ 野菜

東京圏から近い恵まれた立地条件や、昼夜の温度差があるなどの気象条件を生かしながら、引き続き野菜の生産振興を図る。

特に甲府盆地南部や八ヶ岳南麓を中心とする施設野菜、八ヶ岳南麓や富士北麓の高冷地野菜など、それぞれの地域の特性を生かした生産を推進する。

標高差等を活用したリレー出荷体制の構築や、従来から産地が形成されている、なす、トマト、スイートコーン、きゅうり、キャベツ、また、地域に古くからある伝統野菜等の生産拡大を図るとともに、IoT・ICT技術を導入した次世代型野菜生産施設の整備や企業参入等を支援する。

ウ 水稻

本県では、県内ほぼ全域で作付けされ、主産地である峡北地域では大規模経営体も多く、高品質な米の生産が進む中、気象変動に対応した高収益高品質な品種の生産を推進している。

今後も高品質米の生産振興を図るとともに、需要に応じた水稻の生産体制を確立するため、ライスセンター等の調製施設整備と併せ、大型農業機械を利用した農作業受委託体制の整備及び農地の利用集積による作業効率等の向上を進める。

エ 花き

本県では、自然条件や標高差のある立地条件を生かした洋ランやシクラメン、ふじさんアジサイなど良質な花き生産が行われており、東京圏、名古屋圏等の大消費地から高く評価されている。

特色ある花き産地の維持強化と生産者の経営負担を軽減するため、省エネルギー施設の導入促進や高品質化、省力化・低コスト化技術等の開発・普及を推進する。

オ 畜産

本県の畜産は、八ヶ岳南麓及び富士西麓の牧草地や飼料畑を利用した酪農、肉用牛経営と地域の立地条件を生かした養豚、養鶏が行われている。

今後も、新しい飼養管理技術の導入を推進し、作業の省力化、生産性の向上を図るとともに、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を推奨する。また、自給飼料の生産拡大に向けた施設整備や家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進を図り、有機性資源の有効活用を推進する。

カ 豆類

本県では主として、水田営農の一環として大豆（えだまめを含む）生産と、畑作地帯の輪作体系の中で、サヤインゲン、高冷地での花豆の生産が行われている。

これら豆類については、実需者の需要に応えられる品質の確保や生産量の拡大等を図るため、生産振興と併せ、生産物の選別調製施設等の整備を進める。

キ その他

本県は、冬期の乾燥した気候条件を生かした干し柿生産や茶の加工など、それぞれの地域で特色ある農産加工品が生産されている。また、ニホンジカの有効活用を図るため、ジビエや副産物の利活用を推進する。今後も地域特産品の生産振興及び農産加工活動を推進するための施設整備等を行い、農村地域の活性化を図る。

2 広域整備の構想

(1) 農業機械化センター

広域営農組織の体制づくりを推進し、大型機械を中心にオペレーターを育成するとともに、農業機械の効率的な利用体制整備を行う。

(2) 共同集出荷施設

集出荷体制の効率化やコストの低減を図るため、共選所の再編整備を支援し、果実の高品質化と販売力強化を図る。

(3) 共同堆肥処理施設

家畜排せつ物の有効利用を図り環境にやさしい農業を推進するため、たい肥センター等の有効活用を図る。

(4) 総合食肉流通施設

本県唯一の食肉処理施設（(株)山梨食肉流通センター）については、食肉の流通体制整備を図るため、と畜・加工処理のみならず、畜産振興の発信基地としての機能を持たせるとともに、環境や衛生に配慮した施設整備を行う。

第7 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備の方向

本県の農家数は年々減少するとともに、担い手の高齢化が進んでいる。一方、従来の家族経営から企業的経営や集落営農など経営形態が多様化してきている。このことから、担い手の育成・確保に向けては、中核的農業者、新規就農者、高齢者、女性、退職帰農者、集落営農組織、農業法人、参入企業等の担い手ごとに、主に担うべき分野を明確にしながら、それぞれのニーズに合った取組が必要である。

そのため、県農林大学校において、農業系高等学校と連携し、スマート農業等についての教育カリキュラムを強化する。各種研修や職業訓練では、最新の農業技術や課題解決方法について学ぶ機会を設け、農業分野への就職等を推進する。

また、県就農支援センターと連携し、オンラインによる就農相談や就農啓発活動を推進する。

2 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備

県農林大学校においては、先進的な技術・経営手法に対応した研修教育設備や、農業法人等に関する求人情報の提供を行う情報端末の整備を進める。

また、県就農支援センターと連携し、オンライン等による相談体制を強化する。

3 農業を担うべき者の確保及び育成のための活動

新規就農者を確保・育成するため、本県農業の魅力発信や就農相談、県内の小中高校生のそれぞれの段階ごとの啓発や農業体験研修を実施するとともに、就農意欲の喚起と就農定着を図るため、新規就農者育成総合対策等の活用を促すほか、新規就農者の育成に対して高い見識と能力を有する「アグリマスター」として県が認定した農家からの技術習得を行う取り組みを推進する。

また、新たな農業継承システムとして、就農準備段階から就農後の定着・経営発展までの切れ目のない経営・技術支援と基盤整備による生産条件の良い農地、住宅、営農に必要な施設・設備等の情報をパッケージで提供し支援することで就農定着を図る。

新たな担い手の農地確保を支援するため、市町村、農業委員会、JAなどの関係機関と連携し、農地中間管理機構の機能を活用して農地の集積を推進する。

併せて、中核的農業者の確保と経営向上等を図るため、経営改善計画の作成支援や中小企業診断士等の専門家を派遣により、法人化や経営改善に向けて重点的な支援を行う。

県農林大学校では、地域農業への人材供給力を強化するため、県内の農業系高等学校及び大学との連携を強化するとともに、UIJターン就農や中途退職者等の就農を支援するため、実践的な農業体験研修や職業訓練などを実施し農業に関する学びを推進する。

また、農村地域における女性リーダーの育成に向けて、研修会等を開催するとともに、農業後継者組織等の農業者グループの維持・活性化を支援する。

それらに加え、定年帰農者、兼業・副業による就農希望者の就農や農福連携を推進し、多様な担い手の確保を図る。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

本県では、道路整備により通勤可能距離が伸びたことや、都市化の進展に伴い、第二次産業、第三次産業への農業従事者の就業機会が増加している。また、富士・東部、峡南、中北の県境に接する地域では鉄道を利用した他県（都）の他産業への就業も増加している。

一方、県内各地域においては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。以下「農村産業法」という。）に基づき、市町村が策定する実施計画に即した産業の導入を進めることにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の創出を促進している。

今後は、農村産業法に基づき設定された産業導入地区における未分譲地や遊休地等を有効活用し、具体的な立地ニーズや事業の実現性を踏まえた産業の導入及び新たな雇用機会の創出を推進する。併せて、産業の導入に伴う土地利用調整を通じ、離作農地や荒廃農地を認定農業者等へ集積し、効率的かつ安定的な農業経営の展開を推進することにより、産業導入と農業構造の改善との均衡ある発展を図る。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村産業法等により進出した企業等について、今後も農業従事者の安定的かつ継続的な就業機会が確保されるよう要請する。

また、補助事業等による農畜産物の加工・販売施設や都市農村交流施設等の整備を通じて、地域における安定的な就業機会の確保を図る。

なお、加工・販売施設や都市農村交流施設等の設置にあたっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に十分留意するものとする。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村は、地域社会の生産と生活の場であるばかりでなく、農村の自然環境は、子供の成長、老後の生活の場として都市にはない良さを持っており、都市に生活する人びとに対しても憩いとやすらぎの場を提供している。

しかしながら、若年層を中心とする第二次・第三次産業への就業による農業の担い手不足、農業従事者の高齢化、集落内での農家・非農家の混住化などが顕在化している。

また、都市周辺部では、農用地のかい廃や農業用水の汚濁など、農業生産面でも多くの問題が生じている。

このような状況の中で農業の生産性の向上を図るとともに、農村の良好な生活環境を確保するために、農村にある自然的、歴史的文化遺産を守り育てながら快適な生活を送ることが出来るような施設整備を図る。

2 生活環境施設の整備の構想

- ・地域コミュニティの醸成の場としての農村広場等の整備
- ・地域の自然的、歴史的、文化的遺産の伝承及び保存のための施設整備
- ・農業・農村への理解促進の場、健康増進と憩いの場としての都市農村交流施設の整備

参考資料

ここで示す経営モデルは、各地域で効率的かつ安定的な農業経営を実践している経営をモデル化したものである。（「やまなし農業基本計画」（令和6年1月山梨県策定）から抜粋）

標準農家経営モデル

地域の中心的な役割を担う農業者の目安となるモデル。

< 標準農業経営モデルの一覧 >

営農類型	経営規模	粗収益 (千円)	農業 所得 (千円)	経営のポイント (品目・品種構成、栽培技術など)	想定 地域
No. 1 果樹専作	経営面積 115a ぶどう(小粒種) 15a ぶどう(大粒種) 90a 未成園 10a	18,476	10,061	発芽促進剤や簡易雨よけを利用した生育差による労力分散、短梢せん定栽培の導入や省力化技術の導入により規模拡大を図る。 地域の特性、顧客のニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。	峡東
No. 2 果樹専作	経営面積 70a 施設ぶどう(大粒種) 早期加温 15a ぶどう(大粒種) 25a 未成園 30a	17,663	10,227	早期加温栽培では、二度切り栽培や炭酸ガス施用など、安定生産、収量向上技術を導入する。 露地栽培は、短梢せん定栽培の導入による省力化を図る。 地域の特性に応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。	峡東
No. 3 果樹専作	経営面積 155a もも(早生種) 70a もも(中生種) 65a もも(晩生種) 15a 未成園 5a	25,718	10,008	地域の特性、顧客のニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。	中北 峡東
No. 4 果樹複合	経営面積 140a もも(早生種) 25a もも(中生種) 50a もも(晩生種) 15a ぶどう(大粒種) 45a 未成園 5a	23,092	10,000	品種の組み合わせにより労力分散を図るとともに、早期着果調節など省力技術の導入や疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。 地域の特性に応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。	中北 峡東

営農類型	経営規模	粗収益 (千円)	農業 所得 (千円)	経営のポイント (品目・品種構成、栽培技術など)	想定 地域
No. 5 果樹複合	経営面積 150a もも(早生種) 50a もも(中生種) 60a すもも(中生種) 20a すもも(晩生種) 15a 未成園 5a	24,617	10,218	もも、すももは、労力分散が可能な品種構成とするとともに、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。 地域の特性、顧客のニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。	中北 峡東
No. 6 野菜+水稲 (露地)	経営面積 433a スイートコーン 200a なす 33a 野沢菜(春、秋) 100a 水稲 100a	23,724	10,145	スイートコーンは系統出荷品種とし、トンネル栽培の組み合わせにより労力を分散する。 輪作によって連作障害を回避する。	峡南
No. 7 野菜専作 (施設)	経営面積 180a 施設きゅうり (半促成) 90a 施設きゅうり (抑制) 90a	44,865	10,275	暖房コストの低減に留意する。	中北
No. 8 野菜専作 (施設)	経営面積 50a 施設いちご 42a 育苗ハウス 8a	17,854	10,078	暖房コストの低減に留意する。	中北 峡東
No. 9 野菜専作 (施設)	経営面積 100a 施設トマト (半促成) 50a 施設トマト (抑制) 50a	30,716	10,075	品種や作型の組み合わせにより作期を分散し、労力を平準化する。	中北
No. 10 水稲+野菜 (露地)	経営面積 352a 水稲 100a なす(夏秋) 32a スイートコーン 200a カリフラワー 10a	22,949	10,822	品種や作型の組み合わせにより作期を分散し、労力を平準化する。 連作障害を回避するため、ほ場をローテーションする。	中北
No. 11 花き専作	経営面積 90a シンビジウム 90a	64,575	10,000	開花株は山上げ栽培により花芽分化を確保する。 品種の組み合わせにより、年内出荷を主体とした有利販売を目指す。 3年づくりを基本とする。	峡東

営農類型	経営規模	粗収益 (千円)	農業 所得 (千円)	経営のポイント (品目・品種構成、栽培技術など)	想定 地域
No. 1 2 花き複合	経営面積 1 1 5 a シクラメン 50 a その他鉢花 65 a	55,205	10,301	シクラメンを基幹品目として春～秋の鉢花を組み合わせることで施設を有効に利用するとともに、底面給水等の省力化技術によりコストを低減する。 設備投資や運転資金が大きいため資金繰りを検討する。	中北
No. 1 3 酪農 (自給飼料型)	飼養頭数 7 0 頭 ホルスタイン種 経産牛 50 頭 育成牛 20 頭	56,873	6,287	牛舎はスタンション(繋ぎ飼い)とし、自給飼料と購入飼料を混合または分離給与する。 1 頭当たりの年間乳量は、9,000kg を確保する。 牛乳販売、子牛販売、堆肥販売、飼料補てん収入を含む。	中北
No. 1 4 肉用牛 (繁殖肥育一貫)	飼養頭数 1 3 0 頭 黒毛和種繁殖牛 30 頭 黒毛和種肥育牛 100 頭 (年間出荷頭数 40 頭)	52,660	7,682	棚卸繁殖肥育一貫経営に取り組み、素牛導入費用の削減及び増体と肉質に優れる肥育素牛を 29 ヶ月で出荷し高収益を目指す。棚卸しは差し引き 0 とする。 ふんは堆肥化して販売。 肥育牛 1 頭が出荷までに係る費用を計算しているため、年間経費ではない。	中北
No. 1 5 養豚 (一貫)	飼養頭数 母豚 2 0 0 頭 LW 種種・系統種 200 頭 種雄豚(DB 種他)8 頭 育成雌 40 頭 肥育豚 常時 2,000 頭	171,010	7,122	県銘柄種豚を利用した養豚経営を対象に、生産マニュアルの遵守及び衛生管理の徹底により育成率の向上(離乳時 95%)を図る。 予防注射、駆虫、豚舎消毒の徹底により事故率 2%以下を確保する。 ふんは発酵処理して販売、尿は活性汚泥法により処理。	中北

営農類型	経営規模	粗収益 (千円)	農業 所得 (千円)	経営のポイント (品目・品種構成、栽培技術など)	想定 地域
No. 1 6 採卵鶏 (平飼い)	飼養羽数 6, 0 0 0羽 採卵専用種 (成鶏常時 5,500羽)	62,669	6,637	大雛（120日齢）で年3回導入。 簡易ビニールハウス等を利用した低コスト化と家畜福祉（アニマルウエルフェア）に配慮し、販売は、固定客を中心に直売、ネット販売等を活用。 鶏舎の定期清掃、衛生対策の徹底により疾病発生の低減。	中北 富東
No. 1 7 肉用鶏	飼養羽数 5, 0 0 0羽 甲州地どり (常時 500羽)	23,784	5,060	県銘柄地どり生産を対象に、生産量は、1鶏舎あたり 2.5回転を基本とし、生産マニュアルの遵守及び衛生管理の徹底により育成率の向上を図る。 簡易な鶏舎により施設投資の抑制を図る。 衛生管理の徹底により育成率、商品化率の向上を図る。 (育成率 98%)	中北 富東

※ 中北：中北農業地帯、峡東：峡東農業地帯、峡南：峡南農業地帯、富東：富士・東部農業地帯

高収益農家経営実践モデル

農業所得 15,000 千円以上として地域の優良事例の品目や作付面積等を参考に作成した、収益性が高く優良経営のモデルとなるもの。

< 高収益農業経営実践モデルの一覧 >

営農 類型	経営規模	粗収益 (千円)	農業 所得 (千円)	○作目 (作型) ○経営のキーワード
No. 1 果樹専作	経営面積 115 a 日川白鳳 (施設) 15 a 日川白鳳 10 a 夢桃香 10 a 夢みずき 10 a 白鳳 15 a 浅間白桃 15 a なつっこ 20 a 川中島白桃 20 a	30,659	15,383	○施設もも+露地もも ○施設栽培に露地栽培の多品種を組み合わせ、作業の分散と家族労働力の効率的な活用 ○ももの低樹高・疎植栽培による作業効率の改善 ○県オリジナル品種の導入による有利販売
No. 2 果樹専作	経営面積 85 a シャインマスカット(超早期) 10 a シャインマスカット(早期) 15 a 種なし巨峰(短梢・雨よけ) 10 a 甲斐キング 10 a 種なしピオーネ 10 a シャインマスカット 10 a シャインマスカット(短梢・雨よけ) 20 a	35,077	20,309	○施設ぶどう+露地ぶどう ○施設栽培に露地栽培の多品種を組み合わせ、作業の分散と家族労働力の効率的な活用 ○ぶどうの短梢剪定栽培や簡易雨よけの導入による作業効率の改善 ○県オリジナル品種の導入による有利販売
No. 3 果樹複合	経営面積 95 a シャインマスカット(超早期) 10 a シャインマスカット(早期) 10 a 種なし巨峰(短梢・雨よけ) 15 a シャインマスカット(短梢・雨よけ) 30 a 白鳳 10 a なつっこ 10 a 川中島白桃 10 a	35,067	20,031	○施設ぶどう+露地ぶどう+露地もも ○施設栽培に露地の品目・品種を組み合わせ、作業の分散と家族労働力の効率的な活用 ○ぶどうの短梢剪定栽培や簡易雨よけ、ももの低樹高・疎植栽培による作業効率の改善
No. 4 果樹複合	経営面積 125 a ソルダム 10 a サマーエンジェル 15 a 貴陽(棚) 20 a 太陽 15 a 種なし巨峰(短梢・雨よけ) 25 a シャインマスカット(短梢・雨よけ) 40 a	25,979	15,385	○露地すもも+露地ぶどう ○露地栽培の品目・品種を組み合わせ、作業の分散と家族労働力の効率的な活用 ○すももの棚栽培、ぶどうの短梢剪定栽培や雨よけによる作業効率の改善

営農 類型	経営規模	粗収益 (千円)	農業 所得 (千円)	○作目 (作型) ○経営のキーワード
No. 5 果樹複合	経営面積 190 a 高砂(施設) 10 a 佐藤錦(雨よけ) 35 a もも(早生種) 20 a もも(中生種) 45 a もも(晩生種) 20 a 大和百目(あんぼ柿) 60 a	36,794	15,467	○施設おうとう+露地おうとう+露地もも+加工柿 ○施設栽培と品目、品種、加工を組み合わせ、作業の分散と家族労働力の効率的な活用 ○ももの低樹高・疎植栽培による作業効率の改善 ○加工柿の導入による周年生産
No. 6 果樹複合 (大規模法人)	経営面積 530 a もも(早生種) 60 a もも(中生種) 180 a もも(晩生種) 60 a もも宅配 100 a 種なし巨峰(短梢・雨よけ) 30 a シャインマスカット(短梢・雨よけ) 50 a 甲州百目(ころ柿) 50 a	101,429	47,323	○露地もも+露地ぶどう+加工柿 ○大規模果樹法人 ○品目・品種を組み合わせ、作業の分散と雇用労働力の有効活用、周年生産 ○宅配や観光による有利販売 ○ももの低樹高・疎植栽培、ぶどうの短梢剪定栽培や簡易雨よけによる作業効率の改善
No. 7 果樹複合 (大規模法人)	経営面積 400 a もも(早生種) 60 a もも(中生種) 170 a もも(晩生種) 60 a もも(宅配) 30 a 種なし巨峰(短梢・雨よけ) 30 a シャインマスカット(短梢・雨よけ) 50 a 仕入れ販売、土産	213,747	70,164	○露地もも+露地ぶどう+仕入れ販売等 ○大規模果樹法人 ○品目・品種を組み合わせ、作業の分散と雇用労働力の有効活用 ○宅配や観光、仕入れ販売、土産などより収益を確保 ○ももの低樹高・疎植栽培、ぶどうの短梢剪定栽培や簡易雨よけによる作業効率の改善
No. 8 野菜専作 (施設)	経営面積 180 a トマト(長期多段取り) 180 a 養液栽培	209,520	54,718	○施設トマト(養液栽培、周年生産) ○参入企業によるオランダ型温室を利用した野菜の施設栽培(長期多段どり)周年雇用による安定経営

営農 類型	経営規模	粗収益 (千円)	農業 所得 (千円)	○作目 (作型) ○経営のキーワード
No. 9 野菜複合 (施設)	経営面積 230 a きゅうり(ハウス抑制) 60 a 養液栽培 きゅうり(ハウス半促成) 60 a 養液栽培 トマト(ハウス抑制) 55 a 養液栽培 トマト(ハウス半促成) 55 a 養液栽培	69,015	15,154	○施設きゅうり (養液栽培) + 施設トマ ト (養液栽培) ○養液栽培技術の導入、スーパーへの直 接販売や直売の実施
No. 10 野菜専作 (施設)	経営面積 65 a トマト(長期どり) 65 a 養液栽培	44,135	16,351	○施設トマト (養液栽培、長期どり) ○先進養液栽培技術の導入、量販店との 契約栽培による安定的な販路確保
No. 11 大規模・ 作業受託	経営面積 4,600 a ソバ 1,500 a 大豆(転作) 1,300 a 水稻(作業受託) 1,800 a	46,546	18,963	○秋そば+大豆+水稻 (作業受託) ○大規模栽培及び作業受託による収益性 向上、地元加工施設等への販路確保 ○ソバ、大豆は水田転作
No. 12 花き専作	経営面積 80 a コショウラン(大輪) 20 a コショウラン(中輪) 20 a コショウラン(ミディ系) 40 a	348,800	19,122	○洋ラン (コショウラン複合) ○コショウランの一貫生産体制、大規模 化による収益性向上、販路確保
No. 13 肉用牛	飼養頭数 1,300 頭 肉用牛交雑種肥育	479,000	31,000	○交雑種肥育経営 ○低コスト肉用牛生産と独自ブランド化 による有利販売
No. 14 採卵鶏	飼養頭数 76,000 羽 平飼い 38,000 羽 ゲージ飼い 38,000 羽	552,000	28,000	○採卵経営 ○平飼いによる鶏卵生産、県内外スーパ ー等への販路確保、直売所での鶏卵・加 工品の販売

